

公益財団法人まちみらい千代田 役員の報酬等に関する規程

	平成 24 年 3 月 19 日	規程第 1 号
改正	平成 24 年 5 月 31 日	規程第 3 号
	平成 27 年 4 月 24 日	規程第 1 号
	平成 28 年 5 月 24 日	規程第 2 号
	平成 29 年 4 月 17 日	規程第 1 号
	令和 元年 5 月 22 日	規程第 6 号
	令和 2 年 3 月 30 日	規程第 4 号
	令和 3 年 3 月 29 日	規程第 3 号
	令和 5 年 3 月 22 日	規程第 1 号
	令和 6 年 3 月 25 日	規程第 1 号
	令和 7 年 5 月 19 日	規程第 1 号

(目的)

第 1 条 この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成 18 年法律第 48 号）第 89 条、第 105 条（第 197 条において準用する第 89 条、同第 105 条）及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 条）第 5 条第 13 号及び公益財団法人まちみらい千代田（以下「法人」という。）の定款第 38 条の規定に基づき、法人の役員の報酬並びに費用の支給の基準について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外のものをいう。
- (4) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 13 号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受け取る財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 法人定款第 38 条に規定する役員の報酬等の額は、常勤役員については別表第 1 のとおり、非常勤役員については別表第 2 のとおりとする。

- 2 常勤役員には報酬のほか、期末手当を支給する。期末手当は別表第 1 に定める報酬月額に、別表第 3 に定める支給割合を乗じて得た額とする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、千代田区に勤務する常勤の職員には支給しない。
- 4 第1項の規定にかかわらず、常勤の役員のうち特別な実務経験、実績等を有している者の報酬額は、評議員会の承認を得て理事長が別に定めることができる。
- 5 常勤役員の退職に当たっては、退職金は支給しない。

(旅費)

第4条 役員がその職務により旅行するときは、職員の旅費に関する規程により支給する。

(その他の給与)

第5条 常勤の役員に対しては、報酬のほか通勤手当を支給する。

- 2 通勤手当の額は、法人職員給与に関する規程に準ずる。

(支給方法等)

第6条 役員の報酬、旅費、通勤手当及び期末手当の支給方法については、その金額を通貨で、直接役員に支払うものとする。ただし、法令に基づき役員の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

- 2 役員が報酬の全部又は一部につき自己の預金への振り込みの申し出た場合には、その方法によって支払うことができる。

(報酬の支給日)

第7条 常勤役員の報酬は、その月の全額を毎月15日に支給する。ただし、支給日が休日に当たるときは、法人職員の給与に関する規程の規定に準じて支給する。

- 2 常勤役員の旅費については、法人職員の旅費に関する規程、通勤手当及び期末手当については、法人職員の給与に関する規程の規定に準じて支給する。

- 3 非常勤役員の報酬は、理事会開催日等勤務した日に支給する。ただし、その月の相当日数の勤務をする場合には、当月分をまとめて支給することができる。

(公表)

第8条 法人はこの規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第 10 条 この規程の施行に関し必要な事項は理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、公益財団法人まちみらい千代田の設立の登記の日から施行する。

附則（平成 24 年 5 月 31 日 規程第 3 号）

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 27 年 4 月 24 日 規程第 1 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 28 日から施行する。

附 則 （平成 28 年 5 月 24 日 規程第 2 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （平成 29 年 4 月 17 日 規程第 1 号）

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和元年 5 月 22 日 規程第 6 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 2 年 3 月 30 日 規程第 4 号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 3 年 3 月 31 日 規程第 3 号）

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 5 年 3 月 22 日 規程第 1 号）

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 6 年 3 月 25 日 規程第 1 号）

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 （令和 7 年 5 月 19 日 規程第 1 号）

この規程は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

役職名	報酬等
代表理事	月額 558,900円
業務執行理事	月額 558,900円

別表第 2（第 3 条関係）

役職名	報酬等
非常勤役員	月額 15,000円
監事	月額 15,000円

別表第 3（第 3 条関係）

役職名	区分	支給割合
代表理事	6 月支給	100 分の 122.5
業務執行理事	12 月支給	100 分の 122.5